

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

規 則

○福島県知事等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則 七

告 示

○公印を改刻しその使用を開始する件 七

○公金の収納の事務を委託した件 七

○大規模小売店舗立地法第六条第二項の規定により変更の届出があった件 七

○大規模小売店舗の変更の届出について意見があった件 八

○土地改良区の定款の変更を認可した件 八

○県営土地改良事業計画を変更した件 八

○道路の区域を変更する件 八

○都市計画事業の事業計画の変更を認可した件 八

○宅地造成等規制法により造成宅地防災区域を指定する件 八

公 告

○特定非営利活動法人の設立の認証の申請があった件二件 八

○特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があった件 八

○肥料の登録が失効した件 八

○都市計画の決定に係る関係図書の写しの送付を受けた件 八

○都市計画の変更に係る関係図書の写しの送付を受けた件 八

○福島県選挙管理委員会 八

○不在者投票のできる施設として指定した件 八

規 則

福島県知事等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十五年三月一日

福島県規則第四号

福島県知事等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則

福島県知事等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成十六年福島県規則第九十号）の一部を次のように改正する。

別表第二の四の項中「養ほう振興法」を「養蜂振興法」に改め、「第三条第一項」を削り、「届出」を「次に掲げる申請等」に改め、同項に次のように加える。

ア 第三条第一項の規定による届出

イ 第三条第三項の規定による届出

別表第二の七の項を同表八の項とし、同表六の項中クを削り、ケをクとし、同項の次に次のように加える。

七 健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第三百三十条の二第一項の規定によりなお効力を有するものとされた同法第二十六条の規定による改正前の介護保険法第一百三十三条の規定による辞退

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

（情報システム課）

告 示

福島県告示第二十号

公印を次のように改刻し、平成二十五年三月一日その使用を開始する。

平成二十五年三月一日

福島県知事 佐藤 雄 平

職 印

番号	公印の名称	印影	公印管理者
21	福島県附属機関代表者印		総務部文書管財総室文書法務課長

（文書法務課）

福島県告示第二百一十一号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第一百五十八条第一項の規定により、公金の収納の事務を次のとおり委託した。

平成二十五年三月一日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 委託した事務の範囲及び内容
福島県総合療育センターにおける診療費等の収納の事務
- 二 受託者の名称及び所在地
株式会社ニチイ学館
東京都千代田区神田駿河台二丁目九番地
- 三 収納の事務を委託する期間
平成二十四年四月一日から平成二十五年三月三十一日まで

(障がい福祉課)

福島県告示第百二十二号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を平成二十五年三月一日から同年七月一日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県会津地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び会津坂下町産業部商工観光班に備え置いて縦覧に供する。

平成二十五年三月一日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
リオン・ドル坂下中央店 福島県河沼郡会津坂下町古町川尻三百八十六の一ほか
- 二 変更しようとする事項
 - 1 駐車場の収容台数
(変更前)百二十一台
(変更後)百一台
 - 2 駐車場の自動車の出入口の位置
(変更前)別紙図面のとおり
(変更後)別紙図面のとおり
- 三 変更しようとする年月日
平成二十五年十月二十日
届出年月日
平成二十五年二月十九日
- 四 届出をした者
田中商事株式会社
- 五 (別紙図面)は、省略し、その書面を縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。
(商業まちづくり課)

福島県告示第百二十三号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一

項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十五年三月一日から同年四月一日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び福島市総務部情報管理課市民情報室に備え置いて縦覧に供する。

平成二十五年三月一日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
(仮称)ザ・ビッグ福島鎌田店 福島県福島市鎌田字熊ノ前三十二番一ほか
- 二 法第八条第一項の規定により福島市から聴取した意見の概要
意見なし。

(商業まちづくり課)

福島県告示第百二十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、そのまま土地改良区から平成二十五年二月一日付けで申請のあった定款の変更について、同年二月二十日認可した。

平成二十五年三月一日

福島県知事 佐藤 雄 平

(農村計画課)

福島県告示第百二十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第一項の規定により、長峰地区に係る県営戸別所得補償実施円滑化基盤整備事業（農地整備事業）を行うための土地改良事業計画を変更した。この変更後の関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成二十五年三月一日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 縦覧に供する書類
土地改良事業変更計画書の写し
- 二 縦覧の期間
平成二十五年三月四日から
同 月二十五日まで (二十二日間)
- 三 縦覧の場所
矢吹町役場及び泉崎村役場

(農村計画課)

福島県告示第百二十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県南建設事務所平成二十五年三月一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年三月一日

福島県知事 佐藤雄平

路線名	区 間	変更前 変更後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道大津港線	東白川郡塙町大字川上字堀ノ内一六七番一地从先から	変更前 変更後	五・九 一三・一	三二五・五 三二五・五
	同 郡同町大字川上字馬場八三番地先まで		七・七 一八・五	

(道路計画課)

福島県告示第百二十七号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定により、都市計画事業に係る事業計画の変更について、次のとおり認可した。

平成二十五年三月一日

福島県知事 佐藤雄平

- 一 施行者の名称 いわき市
- 二 都市計画事業の種類及び名称
いわき都市計画道路事業 三・三・百二号 内郷駅平線
- 三 事業認可の年月日 平成五年三月五日
- 四 事業施行期間 平成五年三月五日から平成二十六年三月三十一日まで
- 五 事業地 取用の部分 変更なし
使用の部分 変更なし

(まちづくり推進課)

福島県告示第百二十八号

宅地造成等規制法(昭和三十六年法律第百九十一号)第二十条第一項の規定により、造成宅地防災区域を次のとおり指定する。

平成二十五年三月一日

福島県知事 佐藤雄平

区域名	区 域	区域の範囲
勝負沢	西白河郡西郷村大字小田倉字勝負沢	次の図のとおり
甲子ガーデン1	同 郡同 村大字小田倉字伝四郎	
甲子ガーデン2	同 郡同 村大字小田倉字蛇口	

東高山ニュータウン

同 郡同 村大字熊倉字東高山及び大字小田倉字東高山

(「次の図」は、省略し、その図面を福島県土木部建築指導課、福島県南建設事務所建築住宅部建築住宅課及び西郷村役場に備え置いて縦覧に供する。)

(建築指導課)

公 告

公告第四十九号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、次のとおり公告する。

平成二十五年三月一日

福島県知事 佐藤雄平

- 一 申請のあった年月日
平成二十五年二月十四日
- 二 名称
特定非営利活動法人会津みしま自然エネルギー研究会
- 三 代表者の氏名
岩淵 良太
- 四 主たる事務所の所在地
福島県大沼郡三島町大字大登字寺沢千五十一番地二
- 五 定款に記載された目的
この法人は、奥会津の地域住民に対して、エネルギーの供給・消費及び教育啓蒙に関する研究を通じて、持続可能な地域づくりに主体的に取り組むことに関する事業を行うと共に、地域の伝統的生活の知恵を受け継ぎ、地場産業の振興につながる小水力発電等の事業を行う。加えてこれらを資源とする観光による交流の活性化を図る事業を行い、地域の活性化に寄与することを目的とする。

(文化振興課)

公告第五十号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、次のとおり公告する。

平成二十五年三月一日

福島県知事 佐藤雄平

- 一 申請のあった年月日
平成二十五年二月十五日
- 二 名称

三 特定非営利活動法人日本くらしの森ネットワーク
代表者の氏名

四 野地 数正
主たる事務所の所在地
福島県郡山市栄町五番十一号

五 定款に記載された目的
この法人は、福島県内外の地域の活性化等に取り組んでいる事業主体、あるいは地域住民に対して、日々の暮らしが豊かになるべく生活向上に寄与する事業を行い、福島県内外の各地域が魅力のある地域となるための調査、研究を行うとともに公益の増進に寄与することの出来る様々な活動を支援し、地域社会の活性化に貢献することを目的とする。

(文化振興課)

公告第五十一号
特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定による特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、次のとおり公告する。

平成二十五年三月一日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 申請のあった年月日
平成二十五年二月八日

二 名称
特定非営利活動法人陽だまりハウス

三 代表者の氏名
大槻 トモ子

四 主たる事務所の所在地
福島県福島市森合町三番四十三号

五 定款に記載された目的
この法人は、高齢者、障がい者及び福島県民に対して、社会参加・自立・経済活動の発展に関する事業及び福島県の復興を支援する事業を行い、広く社会に寄与することを目的とする。

(文化振興課)

公告第五十二号
肥料取締法(昭和二十五年法律第二百二十七号)第十四条の規定により、次の登録は失効した。

平成二十五年三月一日

福島県知事 佐藤 雄 平

保証成分量

登録番号 (福島県)	肥料の種類	肥料の名称	(%)		その他の規格	氏名又は名称	住所	失効年月日
826	混合有機質肥料	福島ぼかし2号	窒素全量 5.0	りん酸全量 4.0				
			含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は、公定規格のとおり。			片倉チツカリン株式会社	東京都千代田区九段北一丁目13番5号	平成25年2月19日

(農業総合センター)

公告第五十三号
都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十条第一項の規定により、新地町から相馬都市計画防潮の施設の決定に係る関係図書の写しの送付を受けたので、次のとおり縦覧に供する。

平成二十五年三月一日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 縦覧に供する図書
総括図、計画図及び計画書の写し

二 縦覧場所
福島県土木部都市総室都市計画課及び福島県相双建設事務所企画管理部企画調査課(都市計画課)

公告第五十四号
都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項で準用する同法第二十条第一項の規定により、新地町から相馬都市計画緑地の変更に係る関係図書の写しの送付を受けたので、次のとおり縦覧に供する。

平成二十五年三月一日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 縦覧に供する図書
総括図、計画図及び計画書の写し

二 縦覧場所
福島県土木部都市総室都市計画課及び福島県相双建設事務所企画管理部企画調査課(都市計画課)

福島県選挙管理委員会

福島県選挙管理委員会告示第十一号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項又は第四項第二号（農業委員会等に関する法律施行令（昭和二十六年政令第七十八号）第六条、漁業法施行令（昭和二十五年政令第三十号）第九条若しくは第二十三条又は地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六条、第百十四条、第百七条若しくは第百八十四条において準用する場合を含む。）に規定する不在者投票のできる施設として、平成二十五年二月十八日次のとおり指定した。

平成二十五年三月一日

福島県選挙管理委員会

委員長 菊地 俊彦

施設 の 名 称	施設 の 所 在 地
特別養護老人ホーム下亀田紀行	郡山市字下亀田三番地の一

福島県報の購読申込みについて

福島県報を御購読いただきありがとうございます。

現在の購読期限は、平成25年3月末日となっておりますが、来年度も引き続き購読を希望される方や新たに購読を希望される方は、次のページの申込書に必要事項を記載の上3月29日(金)までに福島県総務部文書管財総室文書法務課（郵便番号960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号）にお申し込みください。

購読料（月額3,390円。送料を含む。）につきましては、お申し込み後に納入通知書を送付しますので、納入期限までに福島県指定金融機関（東邦銀行）又は福島県収納代理金融機関（東邦銀行以外の銀行、信用金庫、信用組合等）に納入してください。

福 島 県 報 購 読 申 込 書

平成 年 月 日

福 島 県 知 事

郵便番号

住所又は主たる事務所の所在地

氏名又は名称及び法人その他の
団体にあっては、その代表者の
氏名

印

電話番号

福島県報を 部 平成 年 月 日から
平成 年 月 日まで 箇月間購読します。